

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課)

ページ
一

号 外 (四) 平 成 二 十 八 年 六 月 十 七 日

告 示

岐阜県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するの告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年六月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
白鹿 山倉線			郡上市美並町白山字羽佐古口 四七一番一地区から 同市同町同字同 四七一番一〇地区先まで	100.0	平成 二〇一七 年六月十七日	平成 二〇一七 年六月十七日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年六月十七日

平成二十八年六月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社